②　株式会社が当中間会計期間又は当中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額を算定している旨

別紙様式第六号の二第３生命保険株式会社の表、損害保険株式会社の表、生命保険相互会社の表及び損害保険相互会社の表記載上の注意１中(7)を(6)とする。

別紙様式第六号の二第５の表中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式第５の表記載上の注意４中「前事業年度末残高」を「当事業年度期首残高」に改め、同記載上の注意６の次に次のように加える。

7　遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

別紙様式第六号の二第６の表中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式第６の表記載上の注意４及び６中「前事業年度末残高」を「当事業年度期首残高」に改め、同記載上の注意６の次に次のように加える。

7　遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

別紙様式第六号の三第２の２(1)の表及び(2)の表記載上の注意２(3)を次のように改める。

(3)　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第11条の２から第11条の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

別紙様式第六号の三第２の２(1)の表及び(2)の表記載上の注意２(14)を次のように改める。

(14)　次に掲げる１株当たり情報に関する事項

①　１株当たりの純資産額（銭単位）

②　株式会社が当中間連結会計期間又は当中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの純資産額を算定している旨

別紙様式第六号の三第２の２(3)の表及び(4)の表記載上の注意２(3)を次のように改める。

(3)　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第11条の２から第11条の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

別紙様式第六号の三第２の３(1)の表及び(2)の表記載上の注意２中(2)を削り、同記載上の注意２(3)を次のように改め、同記載上の注意２中(3)を(2)とする。

(3)　１株当たり情報に関する次に掲げる事項

①　１株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した１株当たりの中間純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）（銭単位）

②　株式会社が当中間連結会計期間又は当中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額を算定している旨

別紙様式第六号の三第２の３(1)の表及び(2)の表記載上の注意２中(4)を(3)とする。

別紙様式第六号の三第２の３(4)の表及び(5)の表記載上の注意２中(2)を削り、同記載上の注意２(3)を次のように改め、同記載上の注意２中(3)を(2)とする。

(3)　１株当たり情報に関する次に掲げる事項

①　１株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（銭単位）

②　株式会社が当中間連結会計期間又は当中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額を算定している旨

別紙様式第六号の三第２の３(4)の表及び(5)の表記載上の注意２中(4)を(3)とする。

別紙様式第六号の三第２の３(6)の表及び(7)の表記載上の注意２中(2)を削り、(3)を(2)とする。

別紙様式第六号の三第２の３(9)の表及び(10)の表記載上の注意２中(2)を削り、(3)を(2)とする。

別紙様式第六号の三第２の５の表中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式第２の５の表記載上の注意４中「前連結会計年度末残高」を「当連結会計年度期首残高」に改め、同記載上の注意６の次に次のように加える。

7　遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第40号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

別紙様式第六号の三第２の６の表中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式第２の６の表記載上の注意４中「前連結会計年度末残高」を「当連結会計年度期首残高」に改め、同記載上の注意５の次に次のように加える。

6　遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

別紙様式第七号第１の１(2)［保険会社の状況について記載する場合］生命保険会社の表中「

総				
資　　産				

」を「

総				
1株（又				
資　　産				
当たり当期純利益は当期純損失）	円　銭	円　銭	円　銭	円　銭

」に改め、同様式第１の１(2)［保険会社の状況について記載する場合］生命保険会社の表記載上の注意１を次のように改める。

1　相互会社にあっては、「当期純利益」を「当期純剰余」に改め、「社員配当準備金繰入額」を「当期純剰余」の次に記載し、「契約者配当準備金繰入額」及び「１株当たり当期純利益（又は当期純損失）」は記載を要しない。